

(必ずお読みください)

## 軽自動車税（種別割）の令和2年度税率についてのお知らせ

### ◆ 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車の税率表

区分		令和2年度の税率
原動機付自転車	0.05L以下	年額 2,000円
	0.09L以下	2,000円
	0.125L以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車		3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車		6,000円

### ◆ 三輪以上の軽自動車の税率表

裏面のとおり、初めて車両番号の指定を受けた年月や車両の燃費性能などにより、適用税率（旧標準税率、標準税率、重課税率、軽課税率）が決まります。

区分			令和2年度の税率		
			旧標準税率	標準税率	重課税率
軽自動車	三輪車		年額 3,100円	年額 3,900円	年額 4,600円
	四輪以上	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円

区分		標準税率	令和2年度の軽課税率			
			標準税率の概ね75% 軽減 (ア)	標準税率の概ね50% 軽減 (イ)	標準税率の概ね25% 軽減 (ウ)	
軽自動車	三輪車		年額 3,900円	年額 1,000円	年額 2,000円	年額 3,000円
	四輪以上	乗用営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		乗用自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		貨物自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

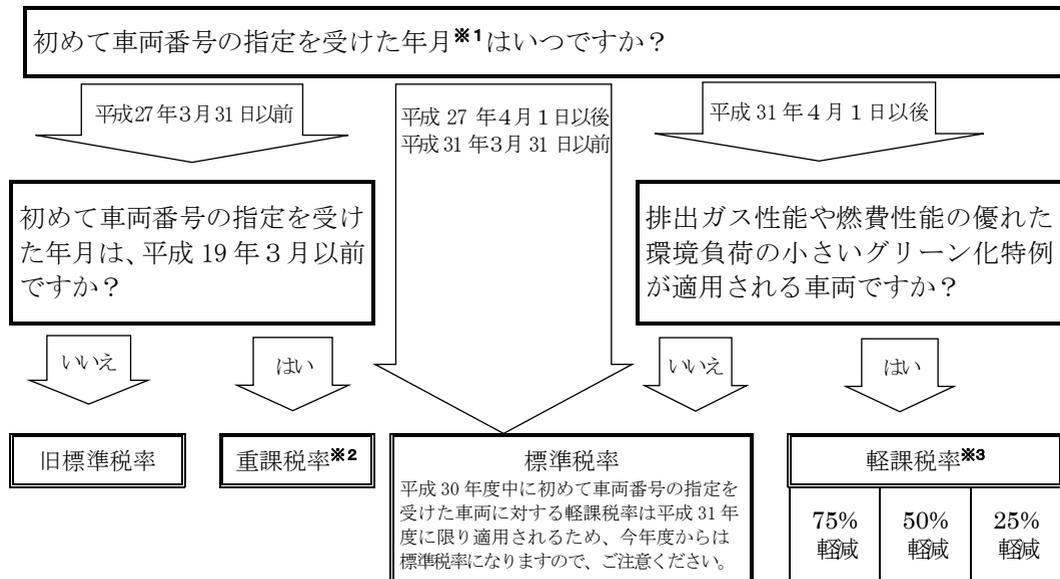
※ この通知は、令和2年4月1日現在の法令等を基に作成しています。今後の法令等の改正により変更される場合があります。

問合せ先 三鷹市役所市民部市民税課 税務管理係  
TEL 0422-45-1151 (内線 2355、2356)

## 三輪以上の軽自動車に適用される軽自動車税（種別割）の税率について

三輪以上の軽自動車は、次のとおり、初めて車両番号の指定を受けた年月により、旧標準税率、標準税率、重課税率のいずれかの税率が適用されます。なお、排出ガス性能や燃費性能の優れた三輪以上の軽自動車のうち、初回車両番号指定日が平成31年4月1日から令和2年3月31日までであるものは、令和2年度に限り、その性能に応じて軽減された軽課税率が適用されます。

### ◆ 令和2年度軽自動車税（種別割）の適用税率の確認フロー



※1 「初めて車両番号の指定を受けた年月」は、自動車検査証の初度検査年月に記載されています。

※2 「重課税率」は、初めて車両番号の指定を受けた年月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税（種別割）に適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を、旧標準税率が適用されます。

※3 「軽課税率」は、次の燃費基準の達成状況に応じた税率が適用されます。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(ア) 「標準税率の概ね75%軽減」が適用される軽自動車

電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）

(イ) 「標準税率の概ね50%軽減」が適用される軽自動車

乗用：平成32年度燃費基準+30%達成車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減  
貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減

(ロ) 「標準税率の概ね25%軽減」が適用される軽自動車

乗用：平成32年度燃費基準+10%達成車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減  
貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減

注：(イ)と(ロ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする車両に限ります。

※ 軽課税率の燃費達成基準については、令和2年3月31日現在の基準に基づき記載しています。